

静岡労働局発表
令和8年7月8日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 藤原 典子
賃金指導官 仲倉 大輔
(電話) 054-254-6315

頭撮り可

静岡県最低賃金の改正審議について

～静岡地方最低賃金審議会を7月28日(予備日:7月31日)に開催します～

- 1 本年度2回目の静岡地方最低賃金審議会を開催します。

日時:令和8年7月28日(火) 13時30分

(予備日 令和8年7月31日(金) 10時00分)

場所:静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎4階 共用大会議室

- 2 議事は、以下を予定しています。

- 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について
- 最低賃金法第25条5項の規定に基づく関係労使の意見聴取について
- 特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての諮問
- その他

本審議会を経て静岡県最低賃金専門部会が設置され、静岡県最低賃金改正の具体的な金額審議が行われます。

- 3 一般の方の傍聴申し込みについては、静岡労働局ホームページをご確認ください。

- 4 取材を希望される報道機関の方は、令和8年7月21日(火)までに、静岡労働局賃金室の担当まで電話連絡願います。

注意:会議冒頭に限り写真及びビデオ撮影、録音が可能です。

開催日時は、中央最低賃金審議会の審議状況を鑑みて7月31日(金)に変更になる
ことがあります。変更の判断は7月27日(月)となります。7月31日開催に変更す
る場合、取材申込をいただいた報道機関の方には個別にお知らせいたします。